

次期埼玉県男女共同参画基本計画の指標（案）

【目指す姿Ⅰ】あらゆる分野における男女共同参画の推進

基本目標Ⅰ－１ 政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大

NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	継続・新規の別	指標の定義・説明	備考
1	審議会などの委員に占める女性の割合	県民生活部	49.6% (令和7年度末)	40.0～60.0% (令和13年度末)	一部修正	県の各種審議会などにおける女性委員の割合。 女性の政策・方針決定への参画度を示す指標であることから、この指標を選定。	次期埼玉県5か年計画大綱(R9～R13)施策指標
2	委員に占める女性の比率が40～60%の審議会などの割合	県民生活部	89.2% (令和7年度末)	95% (令和13年度末)	継続	県の各種審議会(法律又は条例により設置されている附属機関及び法律により設置されている委員会・委員)における女性委員の比率が40～60%の審議会などの割合。 女性の政策・方針決定への参画度を示す指標であり、また、より適正な女性の割合を示していることから、この指標を選定。	—

基本目標Ⅰ－２ 生活の場における男女共同参画の推進

NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	継続・新規の別	指標の定義・説明	備考
3	男性県職員の育児休業取得率 (2週間以上)	総務部	74.7% (令和6年度)	85% (令和12年度末)	一部修正	妻が出産した男性県職員のうち、育児休業を取得した男性県職員の割合。 女性に比べ、男性の育児休業の取得率は官民ともに低いことから、まずは、率先垂範で、男性県職員の育児休業取得を進める必要があることから、この指標を選定。	第2次埼玉県女性活躍・子育て応援事業主プラン(後期計画)(R8～R12)数値目標
4	保育所等待機児童数	福祉部	208人 (令和7年4月1日)	0人 (令和14年4月1日)	継続	保育の必要性の認定を受け、保育所等の利用の申込みがされているが、利用できていない児童数(特定の保育所等への希望や育児休業延長の意思の確認ができた者などを除く)。 利用の申込みをした人が全て利用できるようにすることを目指し、この指標を選定。	次期埼玉県5か年計画大綱(R9～R13)施策指標
参考	パパ・ママ応援ショップ等の協賛店舗数	福祉部	22,446店舗 (令和7年度)	24,300店舗 (令和13年度)		パパ・ママ応援ショップ協賛店舗、赤ちゃんの駅登録施設、ママ・パパ・リフレッシュ事業協力店舗、多子世帯応援ショップ協賛店舗の実店舗数。 身近な場所に多くのパパ・ママ応援ショップ等があることで、社会全体で子育て家庭を支える気運の醸成につながることから、この指標を選定。	次期埼玉県5か年計画大綱(R9～R13)施策指標

【目指す姿 Ⅱ】 経済社会における女性活躍の拡大

基本目標Ⅱ－１ 働く場における女性活躍の推進							
NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	継続・新規の別	指標の定義・説明	備考
5	女性(30～39歳、40～49歳)の就業率	産業労働部	30～39歳 80.5% 40～49歳 80.2% (令和7年)	30～39歳 82.2% 40～49歳 83.0% (令和13年)	継続	県内の女性(30～39歳、40～49歳)に占める就業者の割合。 子育て期から子育て後に復職するまでの県内在住女性の就業状況を示す数値であることから、この指標を選定。	次期埼玉県5か年計画大綱(R9～R13)施策指標
参考	65歳以上の就業率	産業労働部	26.4% (令和7年)	28.3% (令和13年)		65歳以上に占める就業者の割合。 本県における65歳以上の高齢者の就業状況を示す数値であることから、この指標を選定。	次期埼玉県5か年計画大綱(R9～R13)施策指標
基本目標Ⅱ－２ 誰もが働きやすい職場環境づくり							
NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	継続・新規の別	指標の定義・説明	備考
新 6	働き方の見直しや改善に取り組む中小企業の割合	産業労働部	50.7% (令和7年度)	70.0% (令和13年度)	新規	「埼玉県就労実態調査」において「『働き方』について何らかの見直しや改善に取り組んでいますか」という設問に対して「取り組んでいる」と回答した中小企業の割合。 労働環境改善に関する企業の取組を総合的に示すものとして、この指標を選定。	次期埼玉県5か年計画大綱(R9～R13)施策指標
参考	県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合	産業労働部	4.8% (令和6年度)	3.8% (令和13年度)		県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者(有期雇用労働者及び臨時労働者)※の割合。 若者の就業支援を行う上で、正規雇用を希望しながら、やむを得ず非正規雇用者として不安定な雇用形態で働く者を減少させる観点から、この指標を選定。	次期埼玉県5か年計画大綱(R9～R13)施策指標

【目指す姿 Ⅲ】 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

基本目標Ⅲ－１ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶							
NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	継続・新規の別	指標の定義・説明	備考
新 7	防犯のまちづくりに関する協定締結事業者・団体数	県民生活部	158団体 (令和5年度)	180団体 (令和11年度)	新規	女性に限定せずに男女を問わず特に推進していく数値指標と考えられるため	埼玉県防犯のまちづくり推進計画 (R7～R11) 数値目標
8	女性の安全・安心ネットワーク参加団体数	県民生活部	56団体 (令和5年度末)	100団体 (令和11年度末)	継続	県内の行政・企業・大学等が相互に連携・協力して女性を狙った性犯罪等の撲滅を目指す官学民によるネットワークへの参加団体数。女性を狙った性犯罪防止を目的とすることから、この指標を選定。	埼玉県防犯のまちづくり推進計画 (R7～R11) 数値目標
参考	自主防犯活動が実施されている地域の割合	県民生活部	86.4% (令和6年度)	90.0% (令和13年度)		自治会・町内会などの地域のうち、県民・事業者等による自主防犯/パトロール活動が実施されている地域の割合。地域の安全・安心を守るための活動が活発に展開されていることを示す数値であることから、この指標を選定。	次期埼玉県5か年計画大綱 (R9～R13) 政策指標
基本目標Ⅲ－２ 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重							
NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	継続・新規の別	指標の定義・説明	備考
9	人権啓発事業の参加者数	県民生活部	205,930人 (令和4～7年度累計)	250,000人 (令和9～13年度累計)	継続	人権尊重社会をめざす県民運動の各種事業や市町村・企業向け講師派遣研修会などへの参加者数。より多くの人の人権意識を高めるためには、人権について知る・学ぶ機会となる人権啓発事業への参加者数を増加させることが重要であることから、この指標を選定。	次期埼玉県5か年計画大綱 (R9～R13) 施策指標
参考	人権尊重の意識が生活の中に定着していると感じる県民の割合	県民生活部	36.5% (令和7年度)	50.0% (令和13年度)		県が行う調査において、「人権尊重の意識が生活の中に定着していると感じているか」に、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した県民の割合。 県が目指している「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現に係る県民の意識を示す数値であるため、この指標を選定。	次期埼玉県5か年計画大綱 (R9～R13) 政策指標
基本目標Ⅲ－３ 生涯を通じた男女の健康支援と命への配慮							
NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	継続・新規の別	指標の定義・説明	備考
新 10	日常生活動作が自立している期間の平均(平均自立期間)	保健医療部	男79.7年 女84.1年 (令和5年)	男79.9年 女84.1年 (令和13年)	新規	0歳から要介護2以上になるまでの期間。より長く健康で自立した生活ができるようにすることが重要であることから、この指標を選定	次期埼玉県5か年計画大綱 (R9～R13) 政策指標
参考	特定健康診査受診率	保健医療部	59.0% (令和5年度)	70.0% (令和13年度)		医療保険者に義務付けられた特定健康診査を受診した者の割合。 生活習慣病の予防には、生活習慣病のリスクを早期に発見し、生活習慣の見直しや治療につなげることが重要であることから、この指標を選定。	次期埼玉県5か年計画大綱 (R9～R13) 政策指標
基本目標Ⅲ－４ 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進							
NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	継続・新規の別	指標の定義・説明	備考
	調整中						

【目指す姿Ⅳ】 ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進

基本目標Ⅳ－１ 固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）の解消							
NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	継続・新規の別	指標の定義・説明	備考
11	固定的な性別役割分担に同感しない人(全体)の割合	県民生活部	58.1% (令和7年度)	70% (令和12年度)	継続	「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な考え方に同感しない人の割合。 男女の固定的性別役割分担意識の解消を目的としていることから、この指標を選定。	—
基本目標Ⅳ－２ 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実							
NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	継続・新規の別	指標の定義・説明	備考
新 12	新しい「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を実施した学校の割合	教育局	—	100% (令和10年度)	新規	「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を実施した小・中・高等学校の割合。 令和5年度までに全ての学校で「人権感覚育成プログラム」を活用することができるよう、指導者の育成を行った。同プログラムを活用した実践が全ての学校で確実に行われるよう、この指標を選定。	第4期埼玉県教育振興基本計画 (R6～R10) 施策指標
参考	児童生徒が身に付けている「規律ある態度」の達成状況	教育局	小学校 93.3% (令和7年度) 中学校 91.3% (令和7年度)	小学校 100% (令和13年度) 中学校 100% (令和13年度)		県が設定した「規律ある態度」(各学年12項目)のうち、小学校2年生から中学校3年生までの8割以上が身に付けている項目の割合。 規律ある態度が身に付いていることを示す数値であることから、この指標を選定。	次期埼玉県5か年計画大綱 (R9～R13) 施策指標